

出水市および分散候補地の現状

1 出水市

(1) 概況

飛来地は、国指定出水・高尾野鳥獣保護区、及び特別天然記念物「鹿児島県のツルおよびその渡来地」に指定されており、最近 5 年間の平均越冬数は、ナベヅル約 10650 羽、マナヅル約 2770 羽と越冬個体の過密な状態が継続している。荒崎干拓と東干拓に給餌場が設けられ、越冬期間中を通して給餌が行われている。また、水田に水を張ったねぐらも整備され、ねぐら周辺は立入禁止となっている。ツル類は、日中は給餌場および市内の水田を中心に家族や少数の群れで行動する。場合によっては 1000 羽規模の群れになることもある。夜間は通常、整備されたねぐらで過ごし、ねぐらでの過密な状態も継続している。平成 22 年度に高病原性鳥インフルエンザの発生によりナベヅル 7 羽が死亡。その他、コクシジウム等の感染症による死亡例も年により発生している。

(2) 課題

- ・越冬個体数の増加に伴う農業被害の発生。
- ・感染症発生時の懸念。

(3) 取組

・給餌場とねぐらの分散

平成 8 年度から東干拓で給餌とねぐら整備を行うことにより荒崎に集中しているツルの過密化の低減（環境省）

・農業被害対策

防鳥糸、赤銀テープなどによる周辺圃への侵入防止対策、借り上げ地内の水田のあぜや農道の復旧作業（荒崎を中心とした市内：文化庁、鹿児島県、出水市）（東干拓内：環境省）
干拓地周辺の海面で養殖されているアサクサノリ被害防止のためのカモ類の追い払い（文化庁、鹿児島県、出水市）

・感染症対策と傷病個体の保護

監視・巡回による異常個体の監視と傷病個体の保護収容（文化庁、鹿児島県、出水市委託：鹿児島県ツル保護会実施）

11～3月の期間中、月1回のツル糞便調査、週1回のねぐらの水検査（文化庁、鹿児島県、出水市委託：鹿児島大学実施）

ツル保護センターでの鳥インフルエンザの簡易検査（出水市）

・調査活動

長期的ツル保護対策研究調査事業（鹿児島県） 越冬個体数調査（荘中学校、高尾野中学校）
ビニールハウス式ツル捕獲罠の設置実験（鹿児島県教育委員会、H24 環境省委託：鹿児島県ツル保護会実施）

・地元小中学校等における普及啓発事業（出水市）

・周南市への保護個体の移送の実施（出水市）



図 1 - 1 ツル休遊地およびその周辺地域（環境省「出水平野のツル」, 2012）

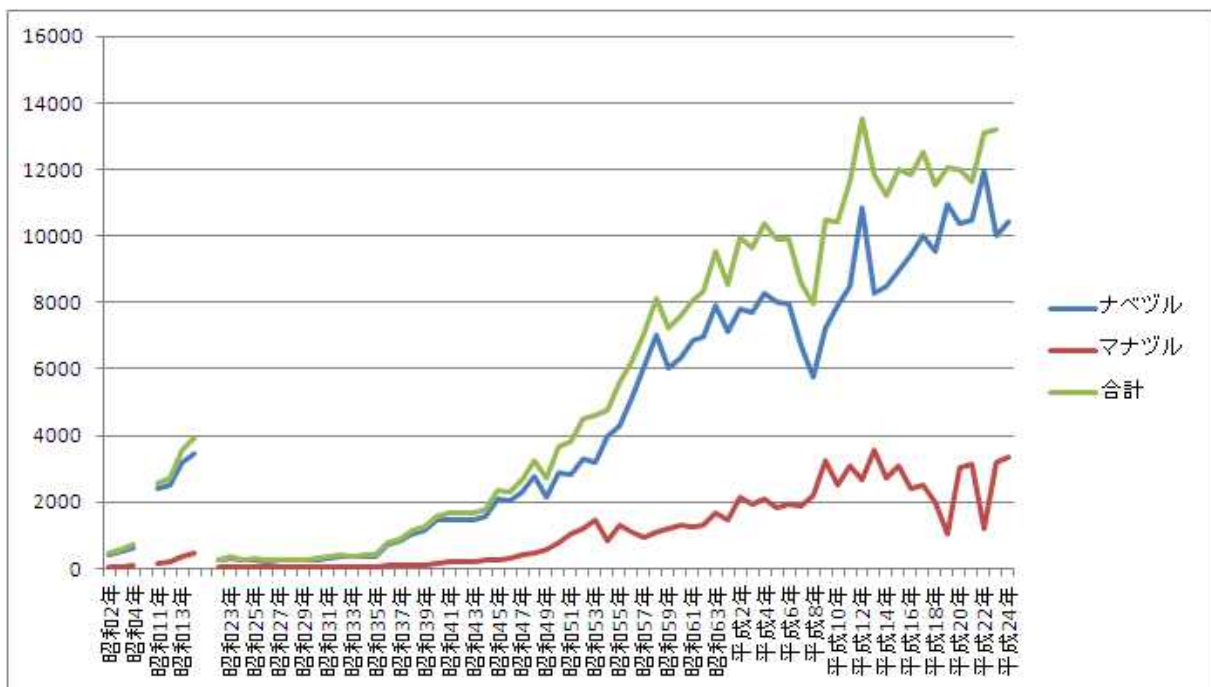


図 1 - 2 出水における越冬個体数の推移

2 山口県周南市（旧熊毛町）

（ 1 ）概況

明治 20 年からツル保護の取り組みが行われ、給餌の開始に伴い越冬羽数が増え、昭和初期には最高羽数となる 355 羽を記録した。しかし、その後の越冬環境の悪化を含む複数要因により越冬数が徐々に減少し、1990 年代以降は亜成鳥群の飛来がなくなった。近年は 10 羽以下の飛来。

2006 年度（平成 18 年）より鹿児島県出水市において保護されたナベヅルを移送、放鳥し、渡来数の増羽につなげる取り組みを行っている。

（ 2 ）課題

- ・ なわばりを持つ家族群によって他の飛来個体が追い払われてしまい、越冬数が増加しない。
- ・ 出水からの保護個体の移送放鳥が行われているが、移送するナベヅルの羽数確保が難しく、また放鳥個体の八代地区への再飛来が見られない。

（ 3 ）取組

- ・ 給餌場、水飲み場の分散
複数箇所に分けることによって、なわばりを追われたツルの居場所を確保し、八代地内へ引きとめの効果があると思われる。（周南市、山口県）
- ・ デコイの設置
複数か所に分けて設置（合計 27 体）。放鳥個体や単独で飛来した野生個体がデコイに近づくことがあり、定着の引きとめ、隠れ場の効果があると思われる。（周南市、山口県）
- ・ ねぐらと給餌田の整備
八代地区および周辺の 11 か所のねぐらと市所有の給餌田を整備。（周南市委託：八代のツル保護会実施）
- ・ 冬期湛水田の取り組み。（地元農業者）
- ・ 立ち入り制限
ネット、注意看板を設置し、見学者の水田内立ち入りを防止。（周南市、山口県）
- ・ 移送放鳥試験
渡来数増羽を目的に、平成 17 年度より出水市で保護収容された個体を移送し、放鳥試験を行っている。（周南市、山口県）
- ・ 監視、調査活動
野鶴監視所に監視員を渡来期間中常駐させ、見学者等の水田内立ち入りの監視及び行動の記録。（周南市、山口県）
- ・ 普及教育活動
地元小中学校等を対象とした普及活動（（特）ナベヅル環境保護協会、八代のツルを愛する会等）



図 2 周南市におけるナベヅル渡来数の変化

表 2 - 1 周南市における近年のナベヅル渡来、越冬状況

年度	渡来数	*内 途中飛去	構成
H 2 1	9	2	成鳥 7 / 幼鳥 2
H 2 2	8	0	成鳥 6 / 幼鳥 2
H 2 3	7	1	成鳥 5 / 幼鳥 2
H 2 4	8	0	成鳥 6 / 幼鳥 2

表 2 - 2 周南市での移送放鳥試験結果(山口県教育委員会, 八代のツル渡来数回復対策事業 飼育ツル放鳥試験報告, 2012)

	第 1 回放鳥試験	第 2 回放鳥試験	第 3 回放鳥試験	第 4 回放鳥試験	第 5 回放鳥試験
移送日 (飼育開始)	平成 18 年 2 月 25 日 (P41~P43)	平成 19 年 5 月 8 日 (P44, P45)	平成 20 年 4 月 12 日 (P46)	平成 20 年 4 月 12 日 (P47)	平成 22 年 3 月 27 日 (P53, P54, P56) 平成 20 年 4 月 12 日 (P51)
放鳥日 (放鳥 1 日目)	平成 19 年 3 月 3 日	平成 19 年 12 月 21 日	平成 20 年 11 月 26 日 ※平成 20 年 12 月 1 日 (6 日目)にケージから出る	平成 21 年 12 月 1 日	平成 22 年 11 月 10 日 (P53, P54, P56) 平成 22 年 12 月 14 日 (P51)
最初のねぐらの利用	平成 19 年 3 月 19 日 (17 日目)	平成 19 年 12 月 30 日 (9 日目)	平成 20 年 12 月 1 日 (6 日目) ※渡来ツルとねぐら入りするが、餌場へ戻る	平成 21 年 12 月 30 日 (30 日目)	平成 22 年 11 月 27 日 (P53, P56 18 日目) 平成 22 年 12 月 29 日 (P51 16 日目)
渡来ツル渡去時の行動	平成 19 年 3 月 20 日 (18 日目) 一緒に飛び立たず餌場に残る	平成 20 年 3 月 21 日 (92 日目) 一緒に飛び立ったが、30分後放鳥ツルのみ餌場に戻る	平成 21 年 3 月 21 日 (111 日目) 一緒に飛び立ったが、渡来ツルのみ餌場に戻る(渡来ツルは3月28日渡去)	平成 22 年 3 月 27 日 (117 日目) 一緒に飛び立つ	平成 23 年 3 月 31 日 (P53, P56 142 日目) (P51 108 日目) 一緒に飛び立つ
渡去	平成 19 年 4 月 29 日 (58 日目) 益田から渡去 八代 → 益田 4/8 (37 日目)	平成 20 年 4 月 15 日 (117 日目) 八代大谷ねぐら 4/5 萩市吉部 4/6 阿東町阿東 4/7 八代で確認 4/8	平成 21 年 3 月 21 日 (111 日目) 飛び立った後、八代及び周辺地域における放鳥ツルの目撃情報は無く、北帰行したと考えられた	平成 22 年 3 月 27 日 (117 日目) 飛び立った後、八代及び周辺地域における放鳥ツルの目撃情報は無く、北帰行したと考えられた	平成 23 年 3 月 31 日 (P53, P56 142 日目) (P51 108 日目) 飛び立った後、八代及び周辺地域における放鳥ツルの目撃情報は無く、北帰行したと考えられた

3 佐賀県伊万里市

(1) 概況

地権者や日本野鳥の会等により、30 数年前からツル類の飛来が確認されていた。平成 14 年に日本野鳥の会佐賀県・長崎支部の市への働きかけにより、市を中心とした越冬地整備事業が開始された。マナヅルが毎年飛来し、少数が越冬。ナベヅルは毎年飛来するが、中継地としての利用で短期滞在にとどまる。北帰行時には、数百羽の群れの飛来が見られる。また韓国南部での越冬群の一部とみられるナベヅルの群れが一時的に見られることがある。平成 23 年度までは干拓地の借り上げ、給餌、干拓地内の立ち入り制限、冬期湛水田を実施していた。

(2) 課題

- ・ なわばりを持つ家族群による飛来個体への追い払いのため、越冬数の増加が見られない。
- ・ 市内養鶏家や市議会等、地域で越冬誘致事業に対する鳥インフルエンザ発生への不安があり、越冬地整備事業が縮小。
- ・ 資金の確保。

(3) 取組

- ・ 飛来地の特定猟具使用禁止区域（銃猟）の指定。(佐賀県)
- ・ ツル監視所の設置とボランティアによる監視活動。
(伊万里市)(日本野鳥の会委託：伊万里鶴の会実施)
- ・ マナー看板の設置。(伊万里市) 予定
- ・ 地元小学校への普及教育活動。(日本野鳥の会佐賀県)

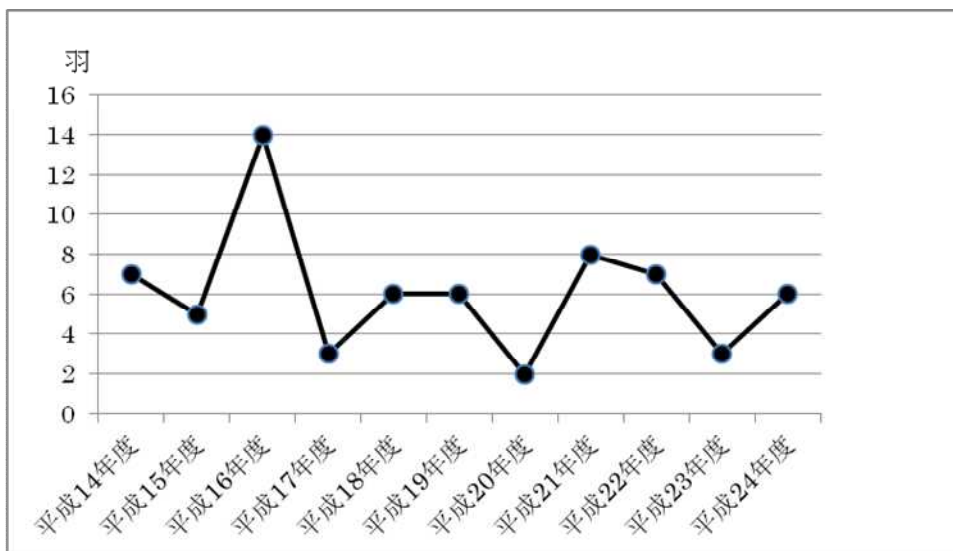


図 3 - 1 伊万里市におけるマナヅルの越冬数の推移

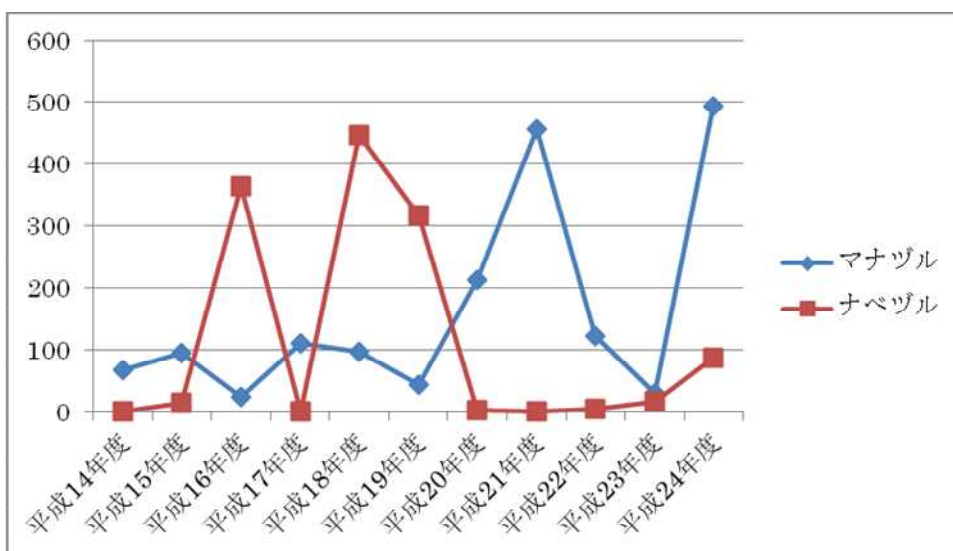


図 3 - 2 伊万里市におけるツル類の飛来状況

4 高知県四万十市（旧中村市）

（ 1 ）概況

1970 年代から中筋川流域の水田地帯において野生生物環境研究センターの澤田佳長氏らにより断続的にナベヅル、マナヅルの飛来が確認されている。越冬に至ることは少なく、近年では平成 20 年度のナベヅル 9 羽の 1 例のみ。平成 17 年度から国交省四国地方整備局中村国道河川事務所の自然再生事業が実施されている。地域の民間団体および中村商工会議所等で構成された「四万十つるの里づくりの会」による活動も行われている。

（ 2 ）課題

- ・採食場所が可猟区であるため、カモ猟による攪乱がある。
- ・落鮎漁に伴う、ねぐらや休息地である中洲や河川敷への人の侵入による攪乱。
- ・近年の二番穂の減少による採餌場の不足。

（ 3 ）取組

・採食環境の創出

江ノ村地区において休耕田を利用し、食用米を作付して秋の稲刈り後に不耕起にすることで二番穂を残している。（四万十ツルの里づくりの会）

中筋川流域の中山地区、間地区におけるツルの採食、ねぐら環境の整備（国交省中村国道河川事務所）

・デコイの設置（四万十ツルの里づくりの会）

・教育普及活動、地域振興

地元中学校での学習会やイベントの開催（四万十ツルの里づくりの会）

・調査活動

飛来数および行動の記録（四万十ツルの里づくりの会）